

別紙

制 定	平成30年3月20日付府地創第228号
改 正	平成31年2月7日付府地創第18号
改 正	平成31年3月19日付府地創第55号
改 正	令和2年3月26日付府地創第85号
改 正	令和3年2月5日付府地創第32号
改 正	令和4年1月25日付府地創第24号
改 正	令和8年2月2日付府地創第35号

地方創生カレッジ事業実施要綱

1. 事業の目的

各地方公共団体においては、「地方版総合戦略」に基づいて、より具体的な事業を本格的に推進する段階に入っている。地方創生の深化に向けた様々な取組は、実際にこれを担う専門人材の確保・育成・活躍によって実現されるものであり、デジタル人材を含む地方創生の取組を担う人材（以下「地方創生人材」という。）の育成・確保に関わる者を集結させてその発信力の強化、機運の醸成、連携の強化等を図るとともに、地方創生を志す者が地域や時間を問わず学べるよう、eラーニングの普及をはじめとした学習者の利便性向上を図り、もって、各地方公共団体における地方創生の取組を支援することを目的とする。

2. 業務内容

次の（１）から（１０）までの業務を行うものとする。業務遂行に当たっては、「地方創生カレッジ事業実施要綱」（令和4年1月25日付府地創第24号）の2.に規定する業務内容との連携・接続に留意し、公正性・公平性に配慮するとともに、その業務の目的に照らし、より効果的・効率的に目的を達成できると認められる場合には、積極的に更なる有効な提案等を行い、内閣府地方創生推進室（以下「当室」という。）と協議を行うこと。

（１）推進会議の開催

地方創生カレッジ事業（以下「本事業」という。）の活性化を図るため、地方創生人材の養成・確保等に取り組んでいる者や学識経験者をメンバーとする推進会議を定期的に又は必要に応じて開催する。推進会議メンバーの選出及びその後の推進会議の運営に当たっては、当室と事前に協議しなければならない。

（２）ネットワークの形成・ポータルサイトの運営

地方創生人材に関わる法人・団体等であって一定の実績又は体制及びノウハウを有し、地方創生に対する熱意があるもの並びに地方創生の担い手を志す個人等を集結させたネットワーク（以下、単に「ネットワーク」という。）を形成し、インターネット上にポータルサイトを構築して、連携の強化、情報の共有、情報発信の強化等が図られる環境を整備する。なお、法人・団体等がネットワークに参画するに当たっては、実績又は体制及びノウハウに関する要件その他の要件を予め定めておくとともに、構成員の選定に際しては、当室と協議しながら進めるも

のとする。

(3) 人材育成等の取組に関する実態調査、分析

地方創生に関する人材の育成に取り組んでいる大学・各種団体の情報収集をできる限り網羅的に行って、その結果を整理・分析することとする。

この調査によって、地方創生人材の育成に一定以上の実績又は体制を有することが判明した大学等に対しては、当室とも協議しつつ、ネットワークに参画するよう促すとともに、後掲（5）にいう学習コンテンツの提供を求める交渉を積極的に行う。

また、国の各府省庁において実施している地方創生人材に係る取組であって、ネットワークから発信することが適当と認められる情報を有するものについて、当室と協力して、情報収集・整理し、必要に応じて、適切にポータルサイトへのアップロードやリンク貼付などを行う。

(4) ビデオ教材の作成、アップロード

地方創生人材に関する第一人者をはじめ、適切な人材に講義を依頼し、それを録画・編集して、ビデオ教材を作成するとともに、当該教材をポータルサイトにアップロードし、広く、地方創生を志す者、地方創生に関心のある者の利用に供する。その際、コンテンツの評価が利用者に分かるような仕組み（ビデオ教材へのアクセス数等）も併せて構築するものとする。

(5) eラーニング等のコンテンツの作成及び運営

必要と認められるeラーニングのカリキュラム等、地方創生人材の育成等に資するコンテンツを作成するほか、必要に応じて当該コンテンツの見直し、改善を図ることとする。eラーニング等のコンテンツの作成に当たっては、当室と協議の上、(1)の推進会議での検討を踏まえてこれを行うとともに、大学等の養成機関と協調し、学習コンテンツを掲載することとする。eラーニング等のコンテンツの作成に当たっての著作権については、関係者間で協議し、適切に処理すること。

なお、カリキュラムは、専門編及び基盤編に分類して作成することとし、講師や受講者同士が対話できるシステムが有効と認められるコースやスクーリング、その他コンテンツとの組み合わせが有効と認められるコースについては、当該システム等を併せて構築するものとする。また、カリキュラム及び各学習コンテンツの改善を促すため、掲示板を設けるなど、評価の仕組みを構築しておくこととするほか、受講による達成度を計る仕組みを構築するものとする。

(6) 地方創生人材を評価するための仕組みの構築・運営

地方創生に関し、相当の実績を有すると認められる者や、上記（5）で構築したeラーニング等のコンテンツを通じて高度な専門性を修得したと認められる者等に対して、本事業の活用状況や有効性等に係るアンケート等を実施するなど、本事業に対する事後的な評価手法を検討・構築すること。

上記の仕組みを構築・実施したときは、アンケート等の回答者の承諾を得て、ポータルサイト上で、プロフィール、修得した専門性や取組成果の内容、インタビュー等を公開できる仕組みや、交流会等の開催を通じて地方創生人材同士を繋ぐ仕組みなどを構築・運営する。

(7) 優良事例の公開

国が把握する「地方創生に係る優良事例」等について、当室と連携しつつ、大学、地方公共団体および金融機関等が教材として使いやすいように加工して、これをポータルサイトにて公開する。

(8) 専門人材マッチング機能の構築・運営

地域のマーケティングや地域資源の分析に係る専門人材が、当該地域のニーズに応じて確保されるスキーム（各地域に共通した課題等の解決に資する講座やイベントを、オンライン等の方法により開催することで幅広い人材交流を可能とする仕掛け）を構築・運営する。構築・運営に当たっては、当室と協議しながら進めなければならない。

(9) 広報

本事業について、広く関係者等への周知を図る。具体的には、ポスター、パンフレット等を作成して大学等の教育機関、地方公共団体等に配布するとともに、必要に応じてシンポジウムの開催やメディア等を活用した効率的な広告を行うものとする。広報に当たっては、デザイン等に工夫を凝らした効果的なコンテンツの企画、作成に努めるとともに、そのコンテンツや配布先等について、当室と協議しながら進めなければならない。

(10) 事業継続への協力

補助事業者は交付決定後、遅滞なく前期の補助事業者と協議を行い、事業継続計画を策定し、当室に提出しなければならない。計画策定に当たっては、現在の地方創生カレッジ受講者の利便性に配慮しなければならない。ただし、前期の補助事業者が引き続き補助事業者となった場合は、当該計画の策定は省略することができる。

また、補助事業者は、本事業の継続に不可欠な資料・データ等を、必要な場合には適切かつ速やかに他の補助事業者を引き継ぐことができる態勢を整えなければならない。その作業に当たっては、当室と協議しながら進めなければならない。なお、補助事業者は、他の補助事業者に事業を引き継ぐ場合は、他の補助事業者による事業継続計画の策定の協議に対応しなければならない。

3. 事業実施に当たっての条件

(1) 職員の配置

本事業の実施に当たっては、原則として、責任者1名及び担当者3名以上（計4名以上）を専任者として配置すること。専任者を配置することが困難である場合であっても、常勤換算によって4名分以上の人的体制を常に確保すること（例えば、勤務時間のうち、1／2は本事業の業務に従事し、1／2は他の業務に従事するような常勤職員が2名いれば、それをもって1名分とカウントする。）。

なお、配置する職員は、相当程度の知識及び経験を有していなければならない。また、業務が集中する時期には職員を増員するなど、業務の円滑な推進が確保されるよう、柔軟な職員配置に努めなければならない。

(2) 委託

本事業の業務内容の一部を第三者に委託する場合には、事前に当室の承認を得

ること。委託先との連携を図ること。ただし、本事業のうち、2. の（1）の業務、（2）のネットワーク形成の業務、（2）のポータルサイト管理業務、（3）～（8）の実施に当たっての企画業務及び管理業務については委託することができない。

（3）個人情報

関係機関と個人情報を共有する場合は事前に本人の同意を得るなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

（4）著作権等

① 本事業の遂行により生じた著作権(著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。以下同じ。)のうち、カリキュラム等に関するものについては、原則として、本事業を実施する者（以下「実施者」という。）又は実施者と協働してカリキュラム等を開発した者に帰属するものとする。ただし、協議の結果、当室に著作権を帰属させることが適当と認められた場合はこの限りでない。また、本事業の遂行により生じた著作権のうち、調査結果等に関するものについては、当室に帰属するものとする。

② 第三者が権利を有する著作物(写真等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を実施者において行うものとする。

③ 本事業の業務内容に関し、第三者との間で著作権に係わる権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら当室の責めに帰す場合を除き、実施者が自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

（5）情報セキュリティ管理

実施者は、情報セキュリティポリシーを整備し、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

（6）消費者保護

実施者は、消費者保護の観点から、受講者その他関係者の消費者としての権利を確保するため、適切な対応を採るものとする。

（7）効果測定、課題抽出及び報告

実施者は、当室に対し、事業の進捗を報告するために、定期的に報告会を開催するものとする。

また、2. の実施について、客観的な指標に基づき、その効果を定期的に測定しなければならない。その結果及び当該結果に基づいて抽出された今後の課題についての報告書を作成し、当室に提出するものとする。

（8）自主財源確保の取組

実施者は、事業の実施に当たっての自主財源の確保に努めなければならない。なお、実施者は、将来的に、本事業が自立するための方策について、提案しなければならない。

（9）その他

その他、支援事業を実施するに当たっては、実施者は、当室と常に緊密に連携し、その指示に従わなければならない。

4. 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

この改正は、平成31年2月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年3月26日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年2月5日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年1月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年2月2日から施行する。